

家畜伝染病予防法に基づく

家畜所有者の[定期の報告]の手引き

はじめに

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、毎年、農場ごとに、2月1日時点の飼養している家畜の頭羽数及び飼養衛生管理者等の情報を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告をすることが義務付けられています。

この報告は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生予防や迅速な防疫措置を適確に実施するために必要な情報を収集し、有事に備えるためのものです。

家畜の種類、飼養等羽数により提出する書類が異なりますので、この手引きをご活用いただき期限までに報告書を提出してください。

1 報告の必要がある家畜の所有者と報告期限

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下、「家畜」という。）の所有者は、飼養頭羽数、家畜の飼養目的（畜産業、試験研究、教育（学校動物）、愛玩（観賞）、販売、展示、競技等）に関わらず報告が必要です。毎年、下表の区分のとおり定められた報告期限までに報告書を提出してください。

なお、家畜以外の種類の動物に関しては、報告する必要はありません。

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	6月15日まで

報告にあたっては、飼養頭羽数により報告事項が異なりますのでご注意ください。

2 報告事項

○全ての家畜所有者

「1. 基本情報」は、飼養頭羽数に関わらず、すべての家畜所有者が報告します。

「基本情報」の報告内容は以下のとおりです。

- (ア) 家畜所有者及び衛生管理者の氏名、住所、連絡先（TEL、FAX、電子メールアドレス）、管理する衛生管理区域の住所
- (イ) 飼養している家畜の種類及び頭羽数（**2月1日時点の飼養頭羽数**）

○飼養頭羽数が「小規模所有者」に該当する場合

飼養する家畜の頭羽数が下記の頭羽数に該当する場合は「小規模所有者」となります。「基本情報」のみの報告となります。ただし、「畜舎等の数」の記載は必要ありません。

牛、水牛及び馬にあつては 1頭

鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては 6頭未満

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては 100羽未満

だちょうにあつては 10羽未満

注1) 2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。

注2) 預託牛等、当該農場(飼育場所)以外の場所で飼育している家畜は飼養頭羽数から除く。

○飼養頭羽数が「小規模所有者」に該当しない場合

上記の小規模所有者に該当する頭羽数より多い場合には、以下の報告が必要です。

(1) 「1. 基本情報」

「畜舎等の数」の欄を必ず記載してください。

(2) 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」

飼養する家畜に該当する飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検の結果を元に、各項目の設問に「はい」、「いいえ」、「該当しない」のいずれかに○印を付

けてください。記入欄がある場合には、措置の具体的状況を記載、または該当する項目に○印を付けてください。

「いいえ」と回答した項目については、今後の改善方針を記入欄に記載してください。家畜防疫員記入欄については、記載しないでください。なお、複数種類の家畜を飼養（小規模所有者は除く）している場合は、該当する家畜種の衛生管理基準の遵守状況について自己点検し、提出してください。

(3) 「添付書類」

添付書類の様式に従い1～8（大規模飼養者（馬を除く）にあつては9）の各項目について、注釈、記入例を参考に記載してください。

「1. 農場の平面図」については、令和3年より「衛生管理区域及び消毒設備等の衛生管理対策を明示した農場平面図」を農場に備えておく必要がありますので、提出する平面図の保管をお願いします。

「5. 埋却用地の確保の状況」に関して、埋却用地の標準的な必要面積の目安は以下のとおりです。

牛 成牛(24ヵ月齢以上の牛) 1頭あたりおおむね5 m²

豚 肥育豚(3ヵ月齢以上の豚) 1頭あたりおおむね0.9 m²

鶏 成鶏(150日齢以上の鶏) 100羽あたり0.7 m²

なお、馬の所有者にあつては、埋却等に関する5～7の各項目については記入不要です。

3 報告書の提出(郵送)先及び問い合わせ先

八重山家畜保健衛生所

〒907-0243

沖縄県石垣市宮良1-2

TEL 0980-84-4111

FAX 0980-84-4121

4 その他

(1) 報告内容の区市町村長への報告

家畜所有者から報告された内容については、家畜伝染病予防法(第12条の4第2項)の規定により都知事から当該家畜の所在地を管轄する区市町村長に通知します。

ご報告いただいた内容については、家畜伝染病予防法に基づく業務以外に利用することはありません。

(2) 定期報告書の作成について

この手引きのほか、同封しました記入例、Q&Aも参考にしてください。なお、疑問点や不明な点がありましたら家畜保健衛生所にお問い合わせください。

定期報告書の様式や作成の手引き等は、八重山家保ホームページからも入手できます。

Web 検索エンジンキーワード：「八重山家保」「家畜所有者の定期の報告」

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/norin-yaeyama-kaho/index.html>

また関連情報は、農林水産省ホームページをご覧ください。

Web 検索エンジンキーワード：「消費・安全局」「家畜防疫」「飼養衛生管理基準」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

このほか農林水産省では、家畜の飼養管理や衛生対策など様々な情報発信を行っていますのでご活用ください。

【省公式 Facebook】

<https://www.facebook.com/maffjapan/posts/3676645855754014>

【MAFF アプリ】

アプリに関しては、下記の農水省 HP よりインストール手順や説明がありますので参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>

記入例

定期報告書

提出する日を記載。
提出期限は、注意事項 4 (2)参照

令和〇年 〇月 〇日

個人、法人とも押印なし

沖縄県知事

提出者は家畜の所有者です。農場名がない場合は所有者の氏名、施設の名称を記入
注意事項 1 参照

住所 沖縄県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

法人の場合には、その名称

(株) 八重山〇〇農場

代表 石垣 太郎

農場名

電話番号

1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9

所有者の情報を記入。「FAX がない」などの場合は「なし」、同じ情報の場合は「同上」と記入して下さい
アドレスは、ハイフン、アンダーバー、数字「ゼロ」「仔」、小文字の「o」「il」など明確に記入してください

家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1

、以下の

飼養衛生管理者の情報を記入。所有者が管理者となるなど同じ情報の場合には、「同上」と記入して下さい
注意事項 2 参照

衛生管理区域が複数ある場合には衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の情報を記入

注意事項 3 参照 飼養衛生管理者については Q&A を参照ください

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	石垣 太郎
家畜の所有者の住所	郵便番号 1 0 0 - 4 5 6 7 同上
家畜の所有者の連絡先	電話番号：123-456-789 ファクシミリ番号：同上 電子メールアドレス：abc-f_go011@efgh.jp
飼養衛生管理者の氏名	石垣 花子
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 - 同上
飼養衛生管理者の連絡先	電話番号：090-1234-1234 ファクシミリ番号：なし 電子メールアドレス：zxy-abc0001@abc.jp
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	沖縄県××市××町△丁目×番

衛生管理区域（家畜の飼養場所）の住所を記入。衛生管理区域が複数の場合には、それぞれの区域を記入し、飼養衛生管理者の情報も区域ごとに記入。書き切れない場合には別紙一覧で提出して下さい 注意事項 3 参照

2月1日時点の状況を動物の種類、区分ごとに頭羽数を記入

注意事項 6(1)参照

成牛	育成牛	子牛
11 頭	2 頭	頭

黒毛和種の肥育牛はこの欄

肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
頭	頭	頭	頭	頭

注意事項 6(2)参照

ホル去勢、F1はこの欄

肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
頭	1 頭	頭	頭	頭

注意事項 6(3)参照

注意事項 6(6)参照。マイクロブタ等は括弧書きで記入

肉用繁殖牛	成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛
頭	頭	頭	頭	頭

注意事項 6(4)参照

注意事項 6(7)参照。愛玩の「シャモ」、「ウコックイ」などはこの欄。(愛玩用)と併記

豚	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚		子豚
	頭	雄豚 (ミニブタ、去勢) 1 頭	母豚 (マイクロブタ) 1 頭	

注意事項 6(5)参照

鶏	採卵鶏		肉用鶏
	成鶏	育成鶏	
	(愛玩用)10 羽	羽	羽

食肉用の「シャモ」はこの欄、愛玩の「シャモ」は採卵鶏の欄に記入

馬 その他	馬	その他 (山羊)	その他 (うずら)	その他 ()	その他 ()
	頭	1 頭(羽)	3 頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)

畜舎等の数

畜舎	4 舎	ふ卵舎	1 舎
----	-----	-----	-----

注意 1 本表は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者が畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合には、当該管理者）が記入すること。なお、作成に当たっては、この欄に記入する必要がある場合については、

小規模飼養者（※参照）は、「畜舎等の数」の欄への記入は必要ありません

記入欄のない家畜種については、ここの欄に記入
注意事項 7 参照

畜舎とは別に、ふ卵舎がある場合は記入

2 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、飼養衛生管理者の氏名を「同上」と記載

ること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。

3 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄及び「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。

4 報告の期日等について

(1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとする。

(2) 報告書の提出期限は、

イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合、毎年4月15日

ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合、毎年6月15日

5 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合においては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。

- 6 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満 24 月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 24 月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満 10 日以上で月齢が満 4 月未満のものをいう。
 - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満 24 月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満 9 月以上満 24 月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 9 月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満 4 月未満のものをいう。
 - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満 17 月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満 7 月以上満 17 月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 7 月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満 4 月未満のものをいう。
 - (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満 24 月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満 4 月以上満 24 月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満 4 月未満のものをいう。
 - (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満 3 月未満のものをいう。
 - (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満 12 月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満 3 月以上満 12 月未満のものをいう。
 - (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満 150 日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満 150 日未満のものをいう。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。
- 8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式（1）から（4）までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 6 において、報告事項が同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に限定されている者（※）は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
- また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。

※ 家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 6 において、報告事項が同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1 頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6 頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100 羽未満
- (4) だちょうの場合 10 羽未満

この頭羽数の所有者は、「小規模所有者」となりますので、「1. 基本情報」のみを提出してください。この頭羽数より多い場合には、「1. 基本情報」のほか、該当する家畜種についての「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」、「3. 添付資料」の提出も必要となります。前回報告の頭羽数で様式を送付していますので、必要な様式が同封されていない場合には、お手数おかけしますが、HP よりダウンロードしていただくか、東京都家畜保健衛生所まで連絡してください。

定期報告書の記入方法等に関する Q&A

Q 1 : 報告者欄に「農場名」となっていますが農場名はありません。どう記載すれば良いでしょうか。

A 1 : 「農場名」がなければ「家畜の所有者」または「施設の名称」を記載してください。法人の場合には、その名称も記載してください。

Q 2 : 所有者は同じなのですが、農場が離れた場所に複数あります。報告はどのようにすればいいですか？

A 2 : 農場毎に報告書を作成してください。また、1つの農場でも離れた場所に複数の衛生管理区域がある場合には、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任し報告する必要がありますので、記入の際にはご注意ください。

Q 3 : 報告書の提出後に、報告内容が変更した場合、再度提出が必要ですか？

A 3 : 所有者や飼養頭羽数に変更になった場合は、その都度、報告する必要はありません。次回の報告時に新たな所有者、基準日(2月1日)時点の頭羽数を報告してください。ただし、飼養衛生管理者に関する報告内容の変更については、変更の都度、速やかに報告をお願いします。報告様式は HP にありますので、ダウンロードいただき、提出をお願いします。ダウンロードが難しい場合には、八重山家畜保健衛生所までご連絡ください。

Q 4 : 愛玩として烏骨鶏、チャボ、マイクロブタ（ミニブタ）を飼っています。報告は必要ですか？また記入はどのようにすればいいですか？

A 4 : 飼養目的（畜産業、試験研究、教育（学校動物）、愛玩（観賞）、展示、競技等）にかかわらず、対象家畜の所有者は報告が必要です。烏骨鶏、チャボなどは、雌雄区別なく採卵鶏の欄に、日齢に応じて成鶏または育成鶏の欄に所有羽数を記入して下さい。鶏種毎に記載する必要はありません。また、食肉目的のシャモ等は肉用鶏の欄に記入し、シャモ等の種類でも愛玩、観賞用等の目的で飼養している場合には採卵鶏の欄に記入して下さい。

マイクロブタは繁殖豚の欄に、月齢別に所有頭数を記入しマイクロブタである旨も併記してください（表 1 参照）。

なお、対象家畜を所有しているにもかかわらず定期の報告書を提出しなかった場合は、罰則（30 万円以下の過料）規定もありますので毎年忘れずに提出してください

Q 5 : 家畜を複数種類所有していて、その他の欄に書ききれません。

A 5 : 別紙に所有家畜の一覧を記載し、添付資料として提出してください。

Q 6 : 山羊、めん羊、ミニブタなどいろいろな種類の家畜がいます。個々の種類の家畜頭数は少ないですが、合計で 10 頭になります。小規模所有者の報告書で良いでしょうか？

A 6 : 小規模所有者の報告書で結構です。ただし、飼養衛生管理状況等について家畜保健衛生所から問い合わせや追加資料の提供を依頼する場合がありますので、その時はご協力をお願いします。

Q 7 : 以前は飼養していましたが、現在は対象家畜がいません。その場合は「0」と記入して報告するのですか。また、いないことを連絡した方がいいですか？

A 7 : 現在飼養していなく、今後も飼養予定がない場合には、報告書の提出は必要ありませんが、次回の報告に関する通知の送付を停止いたしますので、お手数ですが八重山家畜保健衛生所まで電話連絡をお願いいたします。

Q 8 : 2月1日の基準日には対象家畜を飼養していませんでしたが、これから飼養する予定です。飼養し始めたら報告書を提出するのですか？

A 8 : 基準日に飼養していない場合には報告書を提出する必要はないとされています。しかし、伝染病発生時などで家畜を飼養している方への連絡が必要となる場合も想定され、令和3年から新たに報告事項となった飼養衛生管理者の情報を把握する必要があることから、家畜保健衛生所に電話連絡または、基本情報を提出していただけるとありがたいです。電話の場合には基本情報に関する事項などについて聞き取りさせていただきます。なお、2月1日での状況を集計しますので、この場合、統計上には反映されません。

表1 報告の対象となる家畜と報告書記入要領

家畜（動物）の種類（品種）	記入要領
ミニチュアホース、ポニー、モウコノウマ	馬の欄に頭数と（ ）書きで馬の種類を記入する。
ミニブタ、マイクロブタ	月齢に応じて繁殖豚の欄に頭数と（ ）書きで豚の種類を記入する。去勢している場合は雄の欄に記入。
採卵を目的に飼養している鶏、愛玩（観賞）用、教育（学校動物）用、展示用、実験動物用の鶏、白色レグホン、ウコッケイ、チャボ、シャモ、ロードアイランドレッド、名古屋種など食肉目的以外で飼養する全ての鶏の品種	日齢に応じて採卵鶏の成鶏又は育成鶏の欄に羽数を記入する。 なお、愛玩（観賞）用の場合は羽数記入欄に（愛玩用）と付記してください。
ブロイラー、シャモ、その他食肉目的に飼養している鶏	肉用鶏の欄に羽数を記入する。
あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	馬その他の欄のその他の欄に（ ）書きで鳥の種類を、下欄に羽数を記入する。
アイガモ、コールドック（あひるとみなす）	その他の欄の（ ）内にアイガモと記入し、下欄に羽数を記入する。
ロバ	対象外のため記入・報告不要。
ウサギ	対象外のため記入・報告不要。
モルモット、ネズミ、ハムスター、リス等のげっ歯類	対象外のため記入・報告不要。
ガチョウ、カルガモ、マガモ	対象外のため記入・報告不要。
セキセイインコ、十姉妹、九官鳥、ハト、クジャク、野鳥など上記の対象以外の鳥類	対象外のため記入・報告不要。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A(農水省の手引きを引用、一部修正)

Q 1 : 「飼養衛生管理者」は何のために選任するのですか？

A 1 : 飼養衛生管理は、普段から家畜と接している、家畜の所有者や従事者全ての方が適切に実施することではじめて効果があるものです。一方で、平成30年9月以降の豚熱発生事例においては、ウイルスの特性に合わせて消毒方法の周知など、最新の家畜衛生に関する情報や知見を迅速に現場の皆様にお知らせできず、適切な衛生管理の実施を十分に促すことができなかったという反省があります。また、一部の家畜の所有者の皆様にも、飼養衛生管理基準について正しくご理解いただけていない例もあったのではないかと考えています。このため、衛生管理区域ごとにきめ細やかに情報提供をし、家畜に接する全ての皆様が適正な飼養衛生管理を実施し、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底すべく、飼養衛生管理者制度を新設（令和2年から）しました。

Q 2 : 飼養衛生管理者の具体的な業務のイメージが湧きません。結局何をすればよいのですか？

A 2 : 飼養衛生管理者の業務は主に3つです。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導）

衛生管理区域に出入りする者（従事者・運送業者等）が、衛生管理区域に入る際、きちんと靴を履き替えているか、消毒しているか等、飼養衛生管理基準の遵守をしているかチェックし、遵守していない場合には指導していただきます。

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

飼養衛生管理の皆様には、原則として都道府県等が開催する飼養衛生管理に関する研修会にご参加いただき、その理解を深めていただきたいと考えております。その上で、研修会で得た情報等を、衛生管理区域内の従事者に共有し、その理解を醸成していただきたいと考えています。

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

今後、国・都道府県において、衛生管理者のメーリングリストを構築します。このメーリングリストを活用し、疾病の発生時に疫学情報やその疾病の特性に応じた適正な消毒方法等の伝染病発生時の家畜衛生に関する知見をお知らせするほか、飼養衛生に関する研修会の開催情報等を共有しますので、それらの情報に即して、適時適切に対応していただきたいと考えています。

Q 3 : 「衛生管理区域」とは何ですか？

A 3 : 衛生管理区域とは、病原体の侵入やまん延を防止するために衛生的な管理が必要となる区域として、家畜の所有者の皆様が農場（飼育場所）に設定している区域をいいます。

※一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が

衛生管理区域になります。なお、個別の農場によって異なるところもございますので、詳細は家畜保健衛生所にご相談ください。

Q 4 : 家畜の所有者（経営者）が自ら飼養衛生管理者となることはできないのですか？

A 4 : 家畜の所有者ご自身が、実際に家畜に接する従事者などが適正に飼養衛生管理を行っているかをチェックし、指導することができる衛生管理区域については、自ら飼養衛生管理者になることは可能です。

Q 5 : 飼養衛生管理者に資格はありますか？

A 5 : 特段の資格要件はありません。一方で、選任される飼養衛生管理者については、家畜の飼養に従事している者の中でも、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な方が望ましいと考えています。

また、家畜を愛玩飼育されている方では、日ごろ世話をしている方が望ましいと考えています。

Q 6 : 全ての衛生管理区域に別々の飼養衛生管理者を選任しなければならないのですか？

A 6 : 原則として、衛生管理区域ごとに、別の飼養衛生管理者を選任いただきたいと思います。一方で、近接した複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合には、同じ方を選任していただいても結構です。

適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合とは、例えば、公道を挟んで畜舎が分かれているものの、事実上、同一の者が一体となって飼養管理をしているケースなどです。複数の衛生管理区域が離れている場合には、それぞれの管理区域で衛生管理者を選任してください。

Q 7 : 畜産農家でなく、ペットや研究用、動物園での公開用として牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも、選任しなければならないのでしょうか？

A 7 : 飼養衛生管理者は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者であれば、すべての方に選任義務があります。

このため、1頭（羽）でも上記の対象動物を飼育している場合、例え畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園の公開用であっても選任義務があります。

Q 8 : 飼養衛生管理者はどのように報告するのですか。また、変更があった場合にはどうすればよいですか？

A 8 : 令和3年からは、毎年提出いただいている、家伝法第12条の4に基づく定期報告書により報告することになります。報告様式が令和2年の報告書と異なりますのでご注意ください。選任する飼養衛生管理者の①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥当該衛生管理区域の代表住所となります。

なお、飼養衛生管理者に変更があった場合には、変更後速やかに、変更前の飼養衛生管理者の氏名に加え、変更後の飼養衛生管理者の上記①～⑥の事項を家畜保健衛生所まで

ご報告ください。一部の情報（アドレス等）の変更でも報告をお願いします。

Q 9 : なぜ飼養衛生管理者の連絡先を登録しなければならないのですか？登録したくない場合には、拒否することもできますか？

A 9 : 国・都道府県では、メーリングリストを活用し、家畜衛生に関する情報を適時共有することで、家畜の伝染性疾病による被害を最小限に抑えたいと考えており、連絡先の登録については必須とさせていただきます。また、疾病発生時においても、迅速かつ確実に情報をお知らせできるよう、FAX や郵送でなく Eメールによる情報共有を原則としています。なお、メールアドレスや Eメールを閲覧できる機器をお持ちでない場合は、それらの取得に努めていただくようお願いします。難しい場合は、Eメールの内容を飼養衛生管理者に確実に伝達することにご協力いただけるご家族や所属する生産者団体等が管理するメールアドレスをご登録ください。

Q 1 0 : 飼養衛生管理者になると何か特別の責任を負うのでしょうか。また、仮に飼養衛生管理者を選任しなかった場合に、家畜の所有者に罰則が科されるのでしょうか？

A 1 0 : 飼養衛生管理者は、責任を持って、Q2 の業務を実施する必要があります。

飼養衛生管理者を選任しなかった場合は、場合によっては、飼養衛生管理基準の不遵守に該当することもあり得るところ、遵守命令違反の場合、100 万円以下の罰金が科されるほか、氏名の公表が行われる可能性があります。また、定期報告において、飼養衛生管理者の氏名、連絡先等を報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、30 万円以下の過料が科される可能性があります。

Q 1 1 : 「飼養衛生管理基準」とは何ですか？

A 1 1 : 家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、家畜の所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要です。家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を家畜の種類ごとに定め、その遵守を義務づけています。平成 16 年に制定され、直近の改正は令和 2 年 6 月に行われ、豚は、令和 2 年 7 月、その他の家畜は令和 2 年 10 月から施行されています。（一部の取り組みについては猶予期間が設定されています。）

詳細については、農林水産省 HP でご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html